江南市福祉有償運送運営協議会設置要綱

（設置）

第１条　ＮＰＯ法人（特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定するものをいう。）等による道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第７９条の規定に基づく自家用有償旅客運送の登録により行われる福祉有償運送の実施にあたり、その必要性、旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保に必要となる事項を協議するため、江南市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（主宰）

第２条　この協議会は、江南市が主宰する。

（協議事項）

第３条　協議会は、次の事項について協議する。

（１）法第７９条の規定に基づき、自家用有償運送の登録（更新登録及び変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。

（２）福祉有償運送に係る輸送の安全の確保に関すること。

（３）法第７９条の１２第１項第４号の規定による合意の解除に関すること。

（４）協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認めることに関すること。

（委員）

第４条　協議会は、委員１２人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）公共交通に関する学識経験者

（２）中部運輸局愛知運輸支局の職員

（３）地域市民の代表

（４）地域福祉関係者の代表

（５）ボランティア団体の代表

（６）福祉有償運送の利用者の代表

（７）市内バス・タクシー事業者の代表

（８）市内タクシー運転手の代表

（９）市職員

（１０）一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表

（１１）市内で現に福祉有償運送を行っている団体の代表

（役員等）

第５条　協議会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、前条の委員の中から互選により選出する。

３　委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。

４　副委員長は、委員長の指名したものをもって充て、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

　（任期）

第６条　委員の任期は３年とし、再任を妨げないものとする。

２　委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

　（会議）

第７条　協議会は、必要に応じて委員長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

３　会議の議事は、出席委員の協議により決する。ただし、協議が整わないときは、委員長及び副委員長が協議して決定するものとする。

４　委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

５　会議は原則として公開とする。

　（守秘義務）

第８条　協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第９条　この協議会の事務局は、高齢者生きがい課に置き、有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するための連絡・通報窓口とする。

　（協議結果の取扱い）

第１０条　協議会において、協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

２　協議会において協議が整った場合には、申請者は速やかに愛知運輸支局へ申請を行うものとする。

　（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定めるものとする。

　　　附　則

１　この要綱は、平成１８年７月１日から施行する。

２　この要綱の施行後、最初の協議会の招集は、長寿介護保険課長が行う。

３　この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第６条の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日までとする。

　附　則

１　この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。

２　改正後の第４条第１０号及び第１１号の規定により委嘱された委員の任期は、第６条の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日までとする。

　　　附　則

　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

　　　附　則

 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。